

◎新潟県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「ボストン美術館所蔵 THE HEROES刀剣×浮世絵－武者たちの物語」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和4年3月18日から令和4年3月31日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都渋谷区神宮前2丁目7-7 アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久

4 委託期間

令和4年3月18日から令和4年3月31日まで